第1章 計画の概要

第1 障害者支援計画策定の背景及び趣旨

鶴ヶ島市では、平成30年3月に『鶴ヶ島市障害者支援計画(第5期鶴ヶ島市障害者プラン・第5期鶴ヶ島市障害福祉計画・第1期鶴ヶ島市障害児福祉計画)』を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、福祉サービスに係る数値目標及び見込み量を設定し、障害者の生活支援策の充実に努めてきました。

この計画期間中、身近な相談窓口として市内3か所に開設した「障害者地域相談支援センター」により相談支援業務を充実させるとともに、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備を進めてきました。

国においては、平成30年4月に施行された社会福祉法の一部改正により、「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念とともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。平成30年6月には、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

また、近年、全国では大規模な地震・水害等の災害が発生し、災害弱者である障害のある人の避難行動の支援などが課題となっています。さらには、令和2年になると、新型コロナウイルス感染症が広がりを見せ、3密の回避やマスク着用、手指消毒など新しい生活様式が求められています。

本市では、このような障害のある人を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、障害のある人のニーズを的確にとらえ、障害のある人が社会の一員として分け隔てられることなく、地域の中でともに育ち、ともに学び、ともに生活し、ともに働き、ともに活動できるまちの実現を目指して「第4期鶴ヶ島市障害者支援計画」を策定するものです。

第2 障害者支援計画の位置づけと期間

(1) 障害者支援計画の位置づけ

- ◎障害者支援計画は、「第6期障害者プラン*1」、「第6期障害福祉計画*2」、及び「第2期障害児福祉計画*3」を統合した計画として策定したもので、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画です。
- ◎国及び埼玉県それぞれが策定した関連計画や、市が策定した各種計画などとの整合・連携を図ります。
- ◎「第6次鶴ヶ島市総合計画」の部門計画として策定します。

■計画の位置づけ 第6次鶴ヶ島市総合計画 第2次鶴ヶ島市地域福祉計画 国の基本指針 第4期鶴ヶ島市障害者支援計画 第6期鶴ヶ島市障害者プラン (鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画) 第6期鶴ヶ島市障害福祉計画 第2期鶴ヶ島市障害児福祉計画 埼玉県障害者支援計画 整合 鶴ヶ島市高齢者福祉計画・介護保険 事業計画 鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画 健康つるがしま21 (第2次鶴ヶ島市 健康づくり計画・食育推進計画) その他関連計画

障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として定めるものです。本市における障害者の状況を踏まえ、市の障害者施策に関する基本的な方向性を定めます。

*2 障害福祉計画

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」と言う。)第88条に定めるもので、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標と必要量の見込みを定めます。

*3 障害児福祉計画

児童福祉法第30条の20に基づき、障害児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するために必要な事項を定めるものです。

^{*1} 障害者プラン

(2)計画の期間

◎障害者支援計画(第6期障害者プラン・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として策定します。 なお、この期間中においても、社会変化・法制度の変更などにより、計画の部分的変更、見直し、付加などを必要に応じて行うこととします。

障害者支援計画



第3 計画の対象者

本計画では、「障害者」の範囲を、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害、高次脳機能障害*⁴を含む。)のほか、難病*⁵その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

なお、「障害児」は、児童福祉法で規定する障害児を対象とします。

けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態を指します。

原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病のこと。また、 経過が慢性にわたり、単に経済性のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病のことです。

^{*4} 高次脳機能障害

^{*5} 難病

第4 障害者支援計画策定のプロセス

(1) 障害者福祉についての市民意識調査の実施

障害者福祉の現状や市民ニーズを把握するために、令和2年6月~7月に障害者手帳を所持している市民700人を対象に「障害者福祉についての市民意識調査(以下「アンケート調査」という。)」を実施しました。

(2) 障害者関係団体・障害福祉サービス事業所からのヒアリングの実施

障害者支援計画の策定にあたっては、障害のある人の団体や障害福祉サービスなどを提供している事業所・団体から現状や意見を聞く懇談会を開催し、意見を参考にしました。

(3) 鶴ヶ島市障害者支援協議会等からの意見聴取

障害のある人やその家族、障害福祉サービス事業者など、障害福祉に関わる関係者をはじめ、公募による市民委員により構成された「鶴ヶ島市障害者支援協議会*6」及びその作業部会により、意見をいただきました。

(4) 庁内策定委員会及び関係部局による検討

障害者支援計画の策定にあたって、庁内組織である障害者支援計画策定委員会により、前期障害者支援計画の実施状況や障害者支援計画の具体的な取組み内容や手法などについて検討を行いました。

(5) 市民コメント制度の実施

障害者支援計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、 市民との協働のまちづくりの推進に資することを目的として、障害者支援計画案の 趣旨、内容を公表し、その案について市民から提出された意見を考慮して策定しま した。

地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

^{*6} 障害者支援協議会

第1章 計画の概要